



令和4年7月13日

各 位

前澤工業株式会社
代表取締役社長 宮川 多正
(コード番号 6489 東証スタンダード市場)
問い合わせ先
上席執行役員管理本部長 菊地 和信
048-251-5511

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年8月30日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状および事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 水道・環境衛生関係機器および弁・栓・門扉等の鉄・鋳物製品の製造販売 2. 水道施設、清掃施設、産業廃水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設および土壌・地下水の改善・保全・衛生施設ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製作販売、施工	(目 的) 第 2 条 (現行どおり) 1. (現行どおり) 2. 水道施設、清掃施設、産業廃水・廃液・廃油処理施設、廃棄物処理施設、 <u>再生可能エネルギー施設</u> および土壌・地下水の改善・保全、衛生施設ならびにこれらに関する設備・装置等の設計、製作販売、 <u>施工、<u>運転管理、維持管理、事業経営</u></u>

<p>3. 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、電気通信工事、水道施設工事、その他諸建設工事の請負、施工ならびに計画、設計および監理</p> <p>4. 活性炭・化学工業薬品の製造販売</p> <p>5. 前各号に関連する調査、分析、コンサルティング、経営ならびに管理</p> <p>6. 水質の検査・分析業務</p> <p><u>7. 紙など繊維素材を原料としたパネルおよびその応用製品の製造、加工、販売ならびにこれらに係る有用資源の回収、再生加工</u></p> <p><u>8. 不動産の売買・賃貸借・管理および土地の造成</u></p> <p><u>9. 損害保険代理業</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>10. 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 活性炭・化学工業薬品、<u>飼料・飼料添加物の製造販売</u></p> <p>5. (現行どおり)</p> <p>6. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>7. (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>8. 子会社および関連会社に対する経営指導・支援</u></p> <p><u>9. (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>
---	--

<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--------------	---

3. 日程

定款変更案を付議する株主総会開催日 令和4年8月30日
定款変更の効力発生日 令和4年8月30日

以 上